

募集要項

日本語学科

学校法人 大原学園

大原簿記法律専門学校難波校
大阪ホテル鉄道&ブライダルビューティー専門学校

1. 募集コース

(1) 大原簿記法律専門学校難波校

コース名	入学時期	入学定員
日本語学科 1.5 年制	10 月	60 名

(2) 大阪ホテル鉄道&ブライダルビューティー専門学校

コース名	入学時期	入学定員
日本語学科 2 年制	4 月	20 名
日本語学科 1.5 年制	10 月	20 名
日本語学科 1 年制	4 月	60 名

2. 出願資格

下記①から④の要件を満たし、かつ⑤または⑥いずれかの要件を満たすこと

- ① 本校での学習開始時に年齢が 18 歳以上であること
- ② 本国または日本の学校教育において 12 年の課程を終え、本国または日本において高等教育機関への入学資格を有すること
- ③ 日本に留学する目的が明確であること
- ④ 在学期間中、資格外活動に頼ることなく学業に専念できる経済力を有することを客観的書類等で証明できること
- ⑤ 「日本語教育の参照枠」A1 相当の日本語力を有することを客観的に証明できること
※A1 相当と認められる日本語試験については、日本国法務省出入国在留管理庁のウェブページ等を確認すること https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00159.html
- ⑥ 本国等の日本語教育機関における 150 時間以上の日本語学習証明を提出できること。学習証明の詳細については「10. 必要書類一覧→(1) 志願者本人が準備する書類→7. 日本語能力を証明する書類→2)」を参照。

3. 選考料 30,000 円

選考料は出願書類に添えて本校指定の代理機関に提出するか、下記の銀行口座にお振込みください。

※現金での受け付けは行っておりません。ご了承ください。

※ご入金いただく銀行口座は出願書類受領時にお知らせいたします。

4. 学費

(1) 10月期生

(学年期間 第一学年：10月1日～9月30日、第二学年：10月1日～3月31日)

第一学年	納付期限	入学金	授業料	教材費	維持費	合計
	在留資格認定証明書交付時	50,000	290,000	15,000	20,000	375,000
	1年次2月末	-	290,000	15,000	20,000	325,000
次年度	納付期限	入学金	授業料	教材費	維持費	合計
	1年次8月末	-	290,000	15,000	20,000	325,000
合計	コース名	入学金	授業料	教材費	維持費	合計
	日本語学科1.5年制	50,000	870,000	45,000	60,000	1,025,000

(2) 4月期生

第一学年	納付期限	入学金	授業料	教材費	維持費	合計
	在留資格認定証明書交付時	50,000	290,000	15,000	20,000	375,000
	1年次8月末	-	290,000	15,000	20,000	325,000
次年度	納付期限	入学金	授業料	教材費	維持費	合計
	在留資格更新時(1年払)	-	580,000	30,000	40,000	650,000
	在留資格更新時(半年払)	-	290,000	15,000	20,000	325,000
合計	コース名	入学金	授業料	教材費	維持費	合計
	日本語学科2年制	50,000	1,160,000	60,000	80,000	1,350,000
	日本語学科1年制	50,000	580,000	30,000	40,000	700,000

5. 出願受付期間

(1) 10月期生

受付開始 入学年 3月1日

受付終了 入学年 5月15日

(2) 4月期生

受付開始 入学前年 8月1日

受付終了 入学前年 11月15日

※受付期間開始前の出願はご遠慮ください。

※受付期間開始後はできるだけ早く必要書類をご提出ください。なお、上記期間中であっても定員になり次第受け付けを終了することがあります。

※大阪出入国在留管理局の申請締切日により上記期間が前後する場合があります。

6. 出願方法

① 本校指定の各地代理機関にご相談ください。

② 経費支弁者が日本在住の場合、経費支弁者による直接出願も受け付けます。

7. 出願書類記載時の注意事項

- ① すべての証明書は、本校が日本国法務省出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を行う日より3か月以内に発行したものがが必要です。
- ② 願書は出願者自らが記入してください。
- ③ 日本語以外の書類には日本語による訳文を添付してください。
- ④ 書き間違いがないように丁寧に記入してください。
- ⑤ ご提出いただいた書類は卒業証書等の原本を除いて一切お返しできません。ご本人による提出書類の閲覧もお断りしておりますので、最終提出書類はご本人によるコピー等での保管をお勧めします。
- ⑥ 書類に不備や疑義がある場合は本校の書類審査により不合格として出願を認めない場合がありますのでご了承ください。

8. 出願に関する注意事項

- ① すべての出願書類（「10.必要書類一覧」参照）が揃うまで選考の対象とはなりません。
- ② 銀行送金手数料は本国・日本国内双方につき自己負担していただきます。
- ③ 一旦納入していただいた選考料・入学金・授業料等は原則として返金いたしません。但し、以下の場合には本校の定める方法により返金手続きが出来るものとします。
 - 1) 出入国在留管理局の在留資格認定証明書が不交付となった場合
…選考料を除く全納入金を返金します。
 - 2) 在留資格認定証明書は交付されたが、入国査証（ビザ）の申請を行わず来日しなかった場合
…選考料と入学金を除く全納入金を返金します。但し、在留資格認定証明書と入学許可書の返却を返金の条件とします。
 - 3) 在留資格認定証明書が交付され入国査証（ビザ）の申請を行ったが、在外公館（日本国大使館・領事館等）で査証発給が認められなかった場合
…選考料と入学金を除く全納入金を返金します。但し、在外公館において入国査証が発給されなかった事の確認と入学許可書の返却を条件とします。
 - 4) 在留資格認定証明書が交付され入国査証（ビザ）を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合
ア. 4月期生が3月31日、10月期生が9月30日までに辞退意思を示し入学辞退した場合
入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、選考料と入学金を除く全納入額を返金します。但し、入学許可書の返却を条件とします。
イ. 4月期生が3月31日、10月期生が9月30日を超えて辞退意思を示し入学辞退した場合
入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、選考料・入学金のほか、教材費の全部とその他学費を月割計算し、在籍期間に対する金額を算出します。その後、算出額を除く納入額を返金します。但し、入学許可書の返却を条件とします。

9. 出願から来日まで

- ① 面接に必要な情報が記載された出願面接希望票をご提出ください。
- ② 出願面接試験に合格された方のみ書類審査を実施いたします。出願に必要な書類（「10. 必要書類一覧」をご参照ください）をご提出いただくとともに、選考料（30,000 日本円）をご納付ください。
- ③ 提出書類をもとに本校で書類審査を実施します。
- ④ 出願面接試験、書類審査に合格した方に対して入学試験（入学面接・筆記試験）を実施します。
- ⑤ 本校より入学試験の可否結果をお知らせします。合格した方には入学許可書を郵送します。
- ⑥ 本校より大阪出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を行います。

- ⑦ 在留資格認定証明書が交付されたのち入学金等の学費をご納付ください。納付が確認できた方に在留資格認定証明書を郵送いたします。
- ⑧ 在留資格認定証明書等の必要書類を在外公館に持参し、入国査証を取得してください。
- ⑨ 各期入学時期に合わせて来日してください。

10. 必要書類一覧

(1) 志願者本人が準備する書類

1. 入学願書	<ul style="list-style-type: none"> 1) 指定用紙に母国語で本人が記入、写真添付。 2) すべての項目に空欄がないよう記入。 3) 氏名はパスポート通り、正確にはっきりと記入。
2. 写真6枚 (縦4cm×横3cm)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 3か月以内に撮影したもの。 2) 正面、上半身、無帽、背景なしの鮮明なもの。 3) 写真裏面に国籍および氏名を記入。 4) 枚数には志願書に添付されたものを含む。
3. 履歴書	<ul style="list-style-type: none"> 1) 指定用紙に母国語で本人が記入。 2) 学歴欄は小学校から順次記入。学校名、入学卒業の年月日は、卒業証明書等の公的な書類と一致していること。学歴・職歴について空白期間がある場合はその説明も追加。また、浪人期間や兵役期間についても記入。 3) 学校等の所在地は番地まで正確に記入。 4) 日本での進学希望者は分かる範囲で希望進路・進学希望校等を記載。
4. 留学理由書	<ul style="list-style-type: none"> 1) 指定用紙に本人が記入。 2) 以下の事項を明記すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①簡単な自己紹介、これまでの経歴や現在までの状況等。 ②日本留学の目的 本校で日本語を学ぶ理由や卒業後の希望進路とその理由、これまでの経歴との関連性等。 ③日本での学習を将来どのように活かすのか。 ※特に最終学歴卒業から5年以上が経過している者は勉学の意志、経歴、卒業後の進路等を詳細に説明することが求められます。
5. 最終学歴の卒業証明書	<ul style="list-style-type: none"> 1) 卒業予定者については卒業見込証明書を提出。 2) 中国の大学・大専を卒業した者は「教育部学位与研究生教育发展中心 (CDGDC)」又は「全国高等学校学生信息咨询与就业指导中心 (CHESICC)」発行の学歴認証書を提出。 3) 標準学歴と異なる場合 <ul style="list-style-type: none"> 異なる事項についての公的説明および証明書を提出。 …標準学歴：満6～7歳小学校入学、6・3・3制 …公的機関：各国教育部、教育委員会等
6. 成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> 1) 最終学歴の成績証明書 (例) 高校3年間の成績証明書
7. 日本語能力を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 1) 日本国出入国在留管理局が JLPT N5 相当であると認める試験の結果を提出。 ※N5 相当と認められる試験の種別・級などについては以下を参照すること。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00159.html ※上記のうち、出入国在留管理局提出用の証明書が整備されている試験については当該証明書を提出すること。受験票写しやウェブ画面のコピー等では日本語能力の立証とは評価されない場合があることに留意すること。 2) 申請日までに試験による立証ができない場合、日本語学習証明を提出。日本語学習証明は教育機関の住所、連絡先、具体的な学習期間、週の学習時間、一日の学習時間、祝日を含む休校日 (祝日が休校の場合は具体的な月日も記載)、現在までの既習時間・既習日数・出席率・出席日数が明記されていること。通信教育の場合、教育方法について具体的な説明を付記すること。通信教育は学習時間として評価されない場合があることに留意すること。

8. 誓約書	1) 指定用紙に本人が記入。
9. 戸籍	1) 親族関係、戸籍、住所が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本。例：中国の場合は戸口簿。住所、学歴、職業が記載してあり情報が新しくなっているもの。
10. 身分証	1) 本人および父母等保護者のものをコピー。
11. パスポート	1) 情報のあるすべてのページのコピー（写真、査証、出入国スタンプ等）
12. 職業に関する証明書	1) 在職証明、復職証明等。職歴がある場合に該当者のみ提出。
13. 奨学金の給付に関する証明書	1) 奨学金の受給が決定している場合に、該当者のみ提出。
14. 家族構成を証明する資料	1) 戸籍等の家族構成を証明する資料を提出。 2) 中国については戸口簿を提出。
15. 日本語訳文	1) 原則として、提出書類すべてに関する日本語訳文を添付。

(2) 経費支弁者が準備する書類

1. 経費支弁書	1) 指定用紙に母国語で支弁者本人が記入。支弁をするに至った経緯、支弁額、支弁者と申請人の関係が明記され、支弁者の署名があるものを提出。 2) 支弁者が申請人又は申請人の親以外である場合、支弁に至った経緯を具体的に説明する経緯書を提出。
2. 職業に関する証明書	1) 在職証明書・営業許可書等、経費支弁者が従事している職業がわかる証明書を提出。 2) 会社員等は勤務先発行の在職証明書を提出。在職期間、職務内容、発行日、会社名、所在地、電話番号、Fax 番号、代表者名等を明記し会社印が捺印されたもの。 3) ベトナムについては、経営登録番号および納税コードが記載された証明書を提出。自営業者については経営登録許可書および納税証明書（納税コードおよび納税事実が明らかになる資料）を提出。免税等を受けている場合はその根拠法令を明らかにした説明書を提出。
3. 預金残高証明書	1) 銀行等金融機関からの証明書原本を提出。口座番号が記載されていること。 2) 預金額は修業期間の授業料および生活費を十分賄える金額であること。 3) 当該国の通貨による証明書で差し支えない。 4) 中国については存款証明書と併せて存単証明書も提出。 5) 中国、ベトナム以外の国籍については出入金明細書を提出。 6) ネパールについては銀行の取引明細書を提出。
4. 資金形成経緯を明らかにする資料	1) 出入金明細書、預金通帳等、資金形成経緯がわかる資料を過去3年分提出。
5. 関係立証資料	1) 経費支弁者が親族の場合、親族関係を証明する公的な書類（公証書等）を提出。
6. 収入証明書、または納税（課税）証明書	1) 収入証明書については過去3年分を提出。 2) 納税（課税）証明書については所得が記載されているものを過去3年分提出。
7. 経費支弁者の家族構成を証明する資料	1) 戸籍等の家族構成を証明する資料を提出。 2) ほかの立証資料と内容が重複する場合は提出不要。
8. 日本語訳文	1) 原則として、提出書類すべてに関する日本語訳文を添付。

(3) 日本に住んでいる方が経費支弁者となる場合

※上記(2)の必要書類に加え、申請者と経費支弁者との関係を証明する書類の提出を求める場合があります。在日経費支弁者は、親族関係・会社の取引関係・長年にわたる交友関係が証明できる方に限ります。